

## 学校において予防すべき感染症による出席停止について

広島県立呉工業高等学校長

学校において予防すべき感染症については、次のように定められており、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の措置をとることができます。

出席停止の期間は欠席扱いにはなりませんので、医師の指示に従って十分に休養するとともに、感染予防のため外出・友人等の接触を控えてください。

他の生徒へ感染のおそれが無くなり、登校できるようになりましたら「**登校許可書**」を担任に提出してください。

「登校許可書」の記入を医師に断られた場合や、記入にかかわって高額な料金が発生するような場合については、事前に学校へ連絡してください。

### <学校において予防すべき感染症の種類>

第一種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群(SARS)，鳥インフルエンザ(H5N1)
第二種	インフルエンザ，百日咳，麻疹，流行性耳下腺炎，風疹，水痘，咽頭結膜熱，結核髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，その他の感染症

**\*インフルエンザの出席停止期間のめやす・発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を過ぎるまで**

きりとりせん

## 登校許可書

科 年 組 氏名

1 出席停止の理由(病名) \_\_\_\_\_

2 出席停止の期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記の理由で加療していましたが、感染のおそれが無くなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

平成 年 月 日

広島県立呉工業高等学校長様

医療機関名

医師名

(保護者名

印

印)